

投資信託総合取引規定改正について

以下の規定につきまして、2026 年 9 月 1 日付で改正を行います。

投資信託総合取引規定

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 （省略） 第 3 条（申込方法等） お客様は、当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 記名押印 し、これを当会に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当会が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。 第 2 項～第 4 項 （省略） 第 4 条～第 14 条 （省略）	第 1 条～第 2 条 （同左） 第 3 条（申込方法等） お客様は、当会所定の申込書に必要事項を記入のうえ、 署名押印 し、これを当会に提出することによって投資信託総合取引を申し込むものとし、当会が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。 第 2 項～第 4 項 （同左） 第 4 条～第 14 条 （同左）

以 上